

宇治市教育委員会臨時会会議録

日 時 平成26年9月24日(水) 午後7時 開議

場 所 宇治市役所 602会議室

会 議 日 程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
日程第2 会期について
日程第3 教育長報告
日程第4 議案第21号 教育財産の設定について
日程第5 議案第22号 市職員人事について

会議に付した事項 会議日程に同じ

出席者

(教育委員)

委 員 長	西 野 正 博
委員長職務代理者	金 丸 公 一
委 員	久 富 明 宏
委 員	中 筋 斉 子
委員(教育長)	石 田 肇

(出席職員職氏名)

部 長	中 村 俊 二	次長(兼教育総務課長)	畑 下 茂 生
次長(兼生涯学習課長兼生涯学習センター所長)	藤 原 千 鶴	次長(兼教育支援センター長兼一貫教育課長)	松 崎 満
教育総務課主幹	須 原 隆 之	生涯学習課主幹	安 達 昌 子

(書記職員職氏名)

教育総務課企画庶務係長	宇 野 裕 美	教育総務課主事	久 野 晴 香
-------------	---------	---------	---------

開 会 (午後7時)

開会宣言 委員長が9月教育委員会臨時会の開会を宣言する。

日程第1 会議録署名委員の指名について

委員長から宇治市教育委員会会議規則第13条第3項の規定により、金丸委員を指名する。

日程第2 会期について

委員長から1日限りとする旨の提案があり、全会一致で決定する。

日程第3 教育長報告

(1) 宇治公民館の機能移転を進めるにあたって 案
以上1件を報告する。

[説明]

(1) 宇治公民館の機能移転を進めるにあたって 案

平成26年2月に、宇治公民館の機能を(仮称)宇治川太閤堤跡歴史公園内に機能移転する方向で検討することを教育委員会等に報告した後の経過は、資料に示すとおりである。

機能移転の考え方については、これまでに生涯学習審議会で公民館のあり方についてご論議いただいた内容、並びに公民館運営審議会における研究の報告等をもとに、市教委で「宇治市の公民館の今後のあり方について(指針) 案」として取りまとめ、教育委員会、議会のご意見を踏まえ、指針と定めた。特に(仮称)宇治川太閤堤跡歴史公園に移転することを検討してきた宇治公民館については、様々な意見等も踏まえ、機能移転についての市教委の考え方を次のとおり示す。

「3.本市の公民館の今後のあり方について」中、「(1)今日までの公民館がはたしてきた役割」及び「(2)これからの公民館に求められる学習活動の社会還元力」については、宇治市の公民館全体にかかる考え方を述べており、先に取りまとめた「宇治市の今後の公民館のあり方」指針と同じ考え方を示している。

また、「(3)宇治公民館の機能移転に求められること」中の～を踏まえて、現在の機能と利用実態を調査・整理し、同様の使い方ができるように工夫して移転を進めることとする。

のハード面での施設整備については、今回移転先として検討している(仮称)宇治川太閤堤跡歴史公園内に建設される地域・観光交流センターが、地域交流機能・憩いくつろぎ機能・観光交流機能を併せ持つ多機能な施設として予定されていることから、公民館として求められる機能にとどまらず全体計画の中で今後調整されると考えられるが、中でも地域交流機能として充足が望まれるのはア～オに挙げる5点である。

の講座やイベント等の実施については、市教委では地域・観光交流センターの運営形態が直営なのかどうかを問わず、行政が主体となった生涯学習の推進を図ることが大切であり、生涯学習の推進のために考えられる事業展開についてア～ウの3点を例示している。

の人と人をつなぐ役割について生涯学習審議会で最も熱心に意見が交わされたのは、社会教育・生涯学習で得た力をいかに活かしていくのか、ということであった。審議会でのご意見を尊重し、市教委ではアとイの2点を考慮して新たな施設利用の方策を検討したいと考える。

「人と人をつなぐ役割について」は市民の社会還元力を新たに生み出す方策であるのに対し、「市民活動への支援について」は現在すでに様々な活動をされているサークルや団体の市民活動をどのように支援するのかという方策であり、ア～エに挙げる4点が望まれる。

なお、上記の から は、宇治公民館が機能移転する際に求められる機能を示したものである。今後は、国の動向や本市の他の公共施設整備との関係等を考慮した上で、社会教育施設の活用と今後のあり方について研究を進める必要があると考えており、本市における今日的な公民館のあり方、さらに社会教育・生涯学習の進め方については、生涯学習審議会において改めて機会を設けて研究・検討を続けていただきたいと考えている。

[質 疑]

- [委 員] 機能移転にあたって、条例や規則はどのように変わるのか。
- [事務局] 現在は宇治市公民館条例第2条で市内5公民館について位置付けているが、機能移転が決定すれば所要の改正が必要であると考えている。
- [委 員] 利用者向けの説明会では、どのような意見があったのか。
- [事務局] 3月の説明会では、今まで活動してきた愛着のある場所で続けていきたいという意見が多数あったが、9月の説明会においては、移転後に自分達の活動がどのように保障されるのかといった、機能移転が前提となったご意見が増えたと考える。
- [委 員] 宇治公民館は無くなるということか。
- [事務局] 平成31年度に（仮称）宇治川太閤堤跡歴史公園が完成し、移転先は新しい施設の名称となるため、宇治公民館という名称はなくなる。
- [委 員] 機能移転の話は是非進めていただきたいと考えるが、古くから活動されている方々や新たに結成されたグループ等も活躍しておられるため、今までどおりの活動ができてこれまで以上に機能の充実した、宇治公民館が無くなっても十分満足できるような活動の場を設けていただきたい。
- [事務局] 宇治公民館の現在の機能と利用実態を調査・整理し、これまでと同様に、またプラスアルファの使い方ができるように工夫して、機能移転を進めていきたいと考える。
- [委 員] P F Iとは何か。
- [事務局] P F Iとは、行政施設を整備する一つの手法として国や他の自治体においても活用が図られており、民間の力を借りて施設整備を行い、財政負担を軽減するという仕組みのことである。例えば、設計、建設、維持

管理等の部分に民間の力を活用する中でコストを削減するという手法であり、今回新たな施設を整備するにあたって検討されているものである。

[委員] 行政が主体となった生涯学習の推進を図ることが大切であると考えますが、事務局としての考え方はどうか。

[事務局] 建物自体の建設や施設の維持管理に関しては、民間の力を借りるPFI方式を市長部局において検討しているところであるが、市教委としては、そこに移転させる生涯学習事業については教育委員会自体が担っていくものであると考えている。

[委員] 現在の機能や利用実態を調査・把握した上で、今までにない新しい利用方法についても検討していただき、さらなる機能の充実を目指してほしいと考える。

[事務局] 多様な使われ方をすると考えられる地域・観光交流センターへの移転を検討しているため、生涯学習・社会教育活動に留まらず、市民活動や市民同士の交流、また観光客との交流といったこと等にも広げて検討していきたい。

[委員] 先日の説明会において、利用者から観光機能と公民館機能の抱き合わせについて質問が出たという記事が地元紙に掲載されていたが、どのような質問であったのか。

[事務局] 観光施設との共存に対する不安が上がっていたが、観光客への活動発表といった今までにない活動の展開ができ、また観光客だけでなく市民の集まりが広がることにより多くの方が来られることで、活動の大きな力となるのではないかと説明した。

[委員] 観光施設との共存に対する不安とはどのようなものか。

[事務局] 活動場所が小さくなることへの不安や、施設の主な機能が観光面に偏るのではないかとといった不安があり、そのようなことはないと説明した。

[委員] 今後の予定はどうなっているか。

[事務局] 生涯学習審議会の任期は2年であり、今期の委員会は平成27年5月までとなっている。平成27年6月から始まる第7期の審議会において、早い時期に何らかの方向性を出していきたいと考えている。

日程第4 議案第21号 教育財産の設定について

[説明] 本議案は、参考資料の平面図に示す土地Bを教育財産に設定するため、宇治市教育委員会事務委任等に関する規則第2条第1項第2号に基づく議決を求めるものである。

なお、土地Aは広野公民館の敷地であったが、普通財産へと移管した後に土地Bと交換し、現在は土地Bが宇治市の所有となっている。

[質 疑]

[委 員] 駐車スペースは、土地交換前に比べてどうなるのか。

[事務局] 新宇治淀線の工事が始まるまでは13台分の駐車スペースがあったのに対して、工事開始後は8台分になっていたが、今回土地を交換して整理したところ10台まで止められるようになった。

[委 員] 駐禁と書かれているところは、なぜ停めてはいけないのか。

[事務局] 駐車場内での転回場所である。

[討 論] なし

[採 決] 採決の結果、全会一致で可決する。

日程第5 議案第22号 市職員人事について

委員長から、本件は人事案件であるため地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項の規定により本案件を非公開とする旨の提案があり、全会一致で決定する。

閉会宣言 委員長が9月教育委員会臨時会の閉会を宣言する。

閉 会 (午後7時45分)